

## 鳥取県国民健康保険団体連合会通常総会議事録

招集年月日	令和5年7月25日(火)午後2時00分から
招集場所	鳥取市永楽温泉町403 ホテルモナーク鳥取「仁風の間東」
出席会員	深澤会員(蔵増部長) 伊木会員(藤岡部長) 広田会員 伊達会員(亀井部長) 長戸会員 上川会員(川戸副町長) 金児会員 吉田会員 松浦会員 宮脇会員 福本会員 手嶋会員(前田室長) 中田会員 竹口会員(吉尾副町長) 陶山会員(土江副町長) 森安会員(書面) 中村会員(高柴課長) 埴田会員 白石会員 清水会員(谷口参与) 平井会員(中西部長) 深澤会員(笠見事務局長)
欠席会員	なし
事務局出席者	小倉常務理事 高橋事務局長 田渕総務課長 入江審査課長 坂本事業推進課長 大川総務課課長補佐 入江総務課係長 山本総務担当主任主事 濱本総務担当主任主事
会議の記録者	山本総務担当主任主事
日程	1. 開会 2. 理事長挨拶 3. 鳥取県国民健康保険団体連合会理事長表彰 4. 被表彰者謝辞 5. 議長選任 6. 議事録署名会員選任 7. 議案審議 8. 協議・報告事項 9. 閉会
報告事項	報告第1号 鳥取県国民健康保険団体連合会理事長等の互選について
議決事項	議案第1号 令和4年度鳥取県国民健康保険団体連合会事業報告の認定について 議案第2号 令和4年度鳥取県国民健康保険団体連合会決算の認定について 議案第3号 令和5年度鳥取県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正(第1回)について 議案第4号 令和5年度鳥取県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(第1回)について ○業務勘定 ○公費負担医療に関する診療報酬支払勘定 ○抗体検査等費用に関する支払勘定 議案第5号 令和5年度鳥取県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正(第1回)について ○業務勘定 ○公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

議案第 6 号 令和 5 年度鳥取県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（第 1 回）について

○業務勘定

議案第 7 号 令和 5 年度鳥取県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（第 1 回）について

○業務勘定

議案第 8 号 令和 5 年度鳥取県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（第 1 回）について

○業務勘定

開 会

**田淵総務課長** 午後 1 時 5 5 分、開会を告げる。

少し早いですけれども、皆様、おそろいになられましたので、ただいまから鳥取県国民健康保険団体連合会通常総会を開会させていただきます。

まず、本日の出席者数を報告いたします。本会の総会会議規則第 6 条で、会議は会員定数の半数以上の者の出席で開くことができる旨定められておりますが、本日は会員 22 名中、本人出席 10 名、代理出席 11 名、議長委任 1 名ですので、会議が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たり、広田理事長がご挨拶申し上げます。

理事長挨拶

**広田理事長** 皆さん、こんにちは。倉吉市長の広田でございます。

先般の 5 月の理事会で理事長の指名を受けまして、理事長にならせていただきました。従来に増して、この国保連合会の運営に注力してまいりたいと思いますので、皆さん方にはご協力、ご支援、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

本日は総会の開会をしましたところ、さき方報告のあったとおり、代理の方もしくは書面も含めて、全員の出席ということで、皆さん何かとご多忙の中でご出席いただきましたことに御礼申し上げます。

そういった御礼とともに、本日は長年にわたって功績のあった皆さんにも表彰させていただくということで、表彰式のほうも執り行うこととしているところでございます。

さて、先月、骨太の方針等も閣議決定されたところでもございまして、引き続き、持続可能な社会保障制度の構築に向けた取組が明記もされたところでもあります。また、健康保険法の一部改正、また今、改正マイナンバー法も成立もしたところでございます。私どもの倉吉市でも 7 件マイナンバーカードの返納もあったところで、これから具体的な点検作業も始まるかなと思っているところでございます。市長会のほうでも、このマイナンバーカードの総点検に向けては、市町村にあまり負担がないようにということも要請もさせていただいているところでございます。

また、健康保険法の一部改正では、私ども国保連のほうに医療費の適正化に向けた取組も業務の一部に加わるというようなこともうたわれたところで、ますます国保連の位置づけ、また事業内容の幅も広がってくるのかなと思ってい

るところでございます。

皆さん方には、引き続き、私どもの事業にご協力、ご支援いただくことをお願い申し上げたいと思っております。

本日の総会につきましては、昨年度の事業報告並びに決算の承認、そして本年度の補正予算等の内容を議題とさせていただいておりますので、しっかりご審議をいただけたらと思います。

最後になりますが、本日の総会が実り多いものになることをご祈念申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

**田淵総務課長** ここで、会議に先立ちまして、国保連合会理事長表彰を行いたいと存じます。

準備が整いますまで、少しお待ちください。

お待たせいたしました。ただいまから国保連合会理事長表彰を行います。

この表彰は、国保連合会表彰規則に基づき、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険事業等の運営にそれぞれのお立場でご尽力をいただき、功績のありました団体及び個人の方々を本会理事長表彰とさせていただくものでございます。

お手元にお配りしています被表彰者名簿に沿って進めさせていただきますので、お名前を読み上げましたら、恐れいりますが、その場にてご起立をお願いいたします。

表彰式

団体の部	表彰規則第2条第1項第1号該当者	1名
個人の部	第1項第2号該当者	なし
	第1項第3号該当者	1名
	第1項第4号該当者	11名
	第1項第5号該当者	4名
	第1項第6号該当者	2名

**田淵総務課長** 表彰は以上でございます。

被表彰者謝辞

**田淵総務課長** それでは、表彰を受けられた方々を代表いたしまして、智頭町、金児町長様から謝辞がございます。

**金児会員** 本日、この国保連合会の総会におきまして、私ども1団体、そして18名、これが福祉、保健、そして医療、この各分野で功ありということで、本日、ここで表彰を受けさせていただきました。誠にありがとうございます。心からお礼を申し上げたいと思います。

さて、国保を取り巻く現状というのはなかなか厳しいものがあるのではないかと考えております。少子高齢化の進展、そして医療機器の高度化に伴う医療費の増大、そしてここ最近の物価高騰による影響、こういったものに対応するために、なかなか先行きが明るくないというか、暗いというか、そういったことではないかなと思っています。ただ、そういう中であっても、この地域、住民の皆さんが安心して暮らしていける、そういった世の中をつくるべきだと思っていますし、私どもをはじめ、今日表彰を受けましたみんなが陣頭に立って、

この福祉、保健、医療、こういった分野でなお一層の努力をしていくことが肝要ではないかと思っております。

最後に、今日表彰を受けました皆様方のこれからのますますのご活躍、そして今日、参集していただきました皆さん方からのご指導、ご鞭撻、これをなお一層いただきたいと思っております。これからもどうかよろしく願いまして、私のお礼の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(拍手)

**田淵総務課長** ありがとうございました。

以上をもちまして、表彰式を終了いたします。

引き続き通常総会に入らせていただきますが、会場整理を行います間、少しお待ちください。なお、被表彰者の皆様はお席にお戻りいただくようお願いいたします。

議 長 選 任

**田淵総務課長** お待たせいたしました。総会を再開いたします。

それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。

議長の選任でございますが、総会会議規則第3条に、議長は会議の都度、出席会員の中から選任する、選任されるまでは理事長が仮議長となる旨が定められておりますので、広田理事長に仮議長をお願いいたします。

**仮議長** それでは、議長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきますと思います。

議長の選任方法についてお諮りいたしますが、私にご一任いただくということではよろしいでしょうか。

**会員** 異議なし。

**仮議長** ありがとうございます。ご異議なしということですので、指名をさせていただきます。

日吉津村の中田村長さんをお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。(拍手)

**議長** ただいま議長に選任されました日吉津村長の中田でございます。ご指名をいただきましたので、議長を務めさせていただきますと思います。

会員の皆様のご協力をいただきまして、議事を円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議事録署名会員選任

**議長** それでは、早速ですが、議事録署名会員の選任についてでございますけれども、総会会議規則28条に、議長が指名する旨が定められておりますので、指名をさせていただきますと思います。

琴浦町の福本町長様、それから日野町の埴田町長様、お二人をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議 案 審 議

**議長** 続いて、議案審議に入りますが、事務局は説明に当たっては、簡潔に要領のよい説明をお願いいたします。

では、報告事項ですが、報告第1号、国保連合会理事長等の互選について説明をお願いします。

**高橋事務局長** 失礼いたします。事務局長の高橋でございます。着座にて説

明をさせていただきます。

お手元のタブレットを使用させていただきタブの02、説明資料にて説明をさせていただきたいと思います。報告第1号、鳥取県国民健康保険団体連合会の理事長等の互選についてでございます。

令和5年6月10日から2年間の任期での理事につきまして、去る5月23日に開催された次期理事による事前理事会におきまして、理事長、2名の副理事長および常務理事をご選任いただいたところでございます。そして、去る7月10日の鳥取県町村会総会におかれまして、町村会長であった宮脇町長様が交代され、新たな町村会会長様が本会理事に選任されました。これを受け、7月11日開催の本会理事会において、宮脇副理事長の辞任により空席となった副理事長1名の互選をお願いした結果、新たに町村会長に就任されました吉田八頭町長様が副理事長に選任されたところでございます。最新の本会の理事名簿は、1ページ下の表のとおりでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

**議長** ただいま事務局から報告事項について説明がありました。既に理事会で決定がなされているものではございますが、質疑等ございましたら、お願いしたいと思います。

**会員** なし。

**議長** なしという声をいただきました。このとおり承認することにご異議はありませんでしょうか。

**会員** 異議なし。

**議長** ありがとうございます。それでは、ご異議ないものと認め、報告第1号については、原案のとおり承認することに決定したいと思います。

**議長** それでは、続いて、議決事項に入ります。

まず、議案第1号及び議案第2号について、令和4年度決算関係でありますので、一括して議題としてよろしいか、お諮りいたします。

**会員** 異議なし。

**議長** ご異議がないようでありますので、議案第1号、令和4年度国保連合会事業報告の認定についてと議案第2号、令和4年度国保連合会決算の認定についてを一括して議題といたします。

事務局は説明をお願いします。

**高橋事務局長** 引き続き、説明をさせていただきます。

議案第1号、令和4年度鳥取県国民健康保険団体連合会事業報告につきまして、お手元のタブレットの説明資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。それでは、説明資料の2ページをお願いいたします。ご案内のとおり、国保連合会を取り巻く環境は大きく変わってきております。政府は、今年6月16日に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針におきまして、医療費の適正化、医療・介護分野でのDXを通じたサービスの効率化・質の向上、データヘルス改革に関する工程表に基づくパーソナル・ヘルス・レコードの推進等改革の着実な実行など、骨太の方針2021、

2022からの流れを引き継いでの今後の方向性を示したところでございます。

先日閉会した通常国会では、全世代型社会保障の構築に向けた健康保険法等の一部改正も上程し、成立されたところでございます。この全世代型社会保障構築法案中に含まれる国保法の改正には、連合会関連といたしまして、診療報酬請求書情報の分析等を通じた医療費適正化等に努める役割の付与、医療費適正化に資する情報の収集整理及び分析、並びにその結果の活用の促進に関する業務を行うことが可能になることが盛り込まれ、本会の健康・医療データ分析センターでありますとか、健康・医療データ等共同分析会議などで行ってきている取組の重要性が高まってきているところでございます。

このような状況の中、国保連合会・国保中央会のめざす方向検討委員会において、連合会・中央会の医療・保健・介護・福祉の専門機関としての位置づけなどを議論し、国保連合会・国保中央会のめざす方向2023を今年の3月に取りまとめました。

この内容に沿い、本会としては、先ほど述べた法改正などで求められる医療費適正化に向けた主体的な役割でありますとか、国や地方公共団体の新たなニーズも踏まえながら、地方自治体への医療、保健、介護、福祉支援の専門組織としての取組を機動的かつ効果的に事業として展開し、一層推進してまいりたいと考えているところでございます。

令和4年度の本会の事業につきましては、引き続き、ここ数年来の新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、健康づくりフェアの再開実施や集合形式での会議の開催など、アフターコロナに向けた動きへの移行への対応も始めつつの実施となってきたところでございますが、本会を取り巻く環境や期待される役割が大きく変化してきている中、この変化に対応すべく令和5年度を見据えた「保険者と歩む事業推進アクションプラン」の4つの柱のPDCAサイクルを回し、保険者の共同体として保険者・被保険者のニーズに沿った良質なサービスの提供や透明で健全な事業運営に努めてきたところでございます。

新型コロナウイルス感染症予防対策に係る業務支援でございます。ページは3ページのほうになります。

引き続き、全国の連合会と同様、支払事務を受託し、市町村支援を行うとともに、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づいて実施された介護・障害福祉職員の処遇改善に係る補助金の交付についても、過去に実施していた交付金支払事務の運用を基に、国保連合会が補助金交付を事務代行し、県業務の負担軽減を図ったところでございます。

続きまして、3ページの中ほどになります。予防・健康づくりの充実・強化につきましては、健康・医療データ分析センターで、産学官が連携して得たビッグデータ分析結果を見える化して活用し、保健事業や住民の行動変容につなげるためのアプリ開発を行うとともに、科学的介護予防への取組として、介護の原因疾患が記載されている主治医意見書のデータ化も行い、分析したところでございます。

また、市町村保健師と在宅保健師の連携につきましては、先ほど述べた新型

コロナ関連以外にも、令和3年度と同様に糖尿病性腎症重症化リスクの高い者への保健指導の実施や、集団健診への支援も行ったところでございます。

続きまして、3ページ下側、保険者共通事務の一元化でございます。これにつきましては、各国保保険者が個別に実施していたレセプト二次点検でありますとか、資格確認業務を本会が集約し、共同実施することによりまして、事務の平準化・効果的な点検を実現するとともに、特別調整交付金（結核・精神）の申請支援業務の質の向上に資するようシステムを構築し、事務の高度化と保険者の負担軽減を図ったところでございます。これはかなり大きな金額の事業でございました。

審査支払事務の充実・高度化への対応でございます。ページは4ページに移ります。令和3年3月の審査支払機能に関する改革工程表に基づく令和6年4月の次期国保総合システム更改の際のクラウド化によるかかり増し開発費用について、必要な額の国庫補助獲得に向けて、地方六団体の皆さん及び国保中央会と一体となった要請活動を行いまして、国の予算措置を実現させたところでございます。昨年の要望活動の際には、大変お世話になりました。この場を借りてお礼を申し上げます。

引き続き、次期の国保総合システム更改も控えております。また、後ほど協議、報告事項でも触れますけれども、国保中央会等とも連携いたしまして、このクラウド化等により、増大する経費についての支援獲得に取り組んでまいりますので、要望活動等へのご支援とご協力を、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

また、令和6年度の次期国保総合システムのクラウド化に向けて、ネットワーク遅延のない業務を実現するために、外付けシステムにつきましてもクラウド化することとして要件定義を行ったところでございます。

組織体制の整備と効果的な運営でございます。これにつきましては、トピックス的な内容といたしまして、国保、後期高齢の枠、いわゆる75歳の垣根を超えた施策展開を高度かつ効果的に進めるために、令和5年度から後期高齢者医療広域連合の本会会員化に向けての協議を重ね、合意を得ることができて、現在会員になっていただいたところでございます。

議案第1号の説明は以上とさせていただきます。続いて5ページ、令和4年度の一般会計及び特別会計の決算の認定について説明させていただきます。

令和4年度の一般会計及び特別会計の決算概要でございます。歳入総額22億1,334万3,000円に対しまして、歳出総額19億4,402万8,000円となっております。昨年度から、歳入歳出それぞれ7億円、6億2,000万円の増加となっておりますが、これは主にそれぞれの年度の単年度事業であります令和3年度の感染症対策支援事業と、令和4年度の福祉・介護職員の処遇改善支援事業の事業規模の差の影響で、歳入歳出規模が拡大したものでございます。この両事業を除いたところでの前年度比較は、歳入で1億6,100万円程度、歳出で7,500万円程度の増となっているところでございます。

歳入増は、主に健康・医療データ等共同分析会議の分析を行うことによって得られた結果や、エビデンスを見える化し、保険者や住民に提供できるようなアプリ開発等に係る県委託金の増や、国保総合システム等業務用システムの運用開発に係る各種取崩し収入増によるもので、歳出増は保健事業の取組拡大等による事業費及び人件費の増や、広報事業の充実等によるものでございます。

続いて、支払勘定の決算状況でございますが、支払勘定5つの合計で約2,084億円でございます。先ほど申し上げたとおり、コロナ関連の受診控えからの脱却が見られたものでございます。

積立金の残高につきましては、健全運営積立金を除く積立資産は、今後の職員退職、機器更改の実施や今後の国保総合システムのクラウド化等、医療DXへの対応に備え、経費節減等を行い、それぞれ計画的な積み増しができたところでございます。

続いて、6ページにお移りください。4年度診療報酬等の収入でございます。

文面で触れておりますとおり、国保、後期、介護それぞれの被保険者数は、前年度対比0.951、1.030、0.994ということで国保が5%弱の減、後期が3%の増、介護のほうは若干の減というような形になっております。後期高齢を除いては減少ということでございます。

これを踏まえた上で、審査手数料の収入についてでございますが、被保険者が減少した国保以外の後期高齢、介護ともに、昨年度対比1.0を上回っており、国保も被保険者数の減の比率よりも手数料の減の比率のほうが高いと。手数料の減の比率のほうは3%弱ということから見て、受診控えからの脱却が見えるということでございます。

後期高齢については、いまだ受診控えがうかがわれるところでございますが、介護につきましては、要支援・要介護認定者数は若干減と先ほど申し上げましたけれども、手数料は逆に増の1.007となっているところでございます。この理由を分析してみますと、サービス利用の形態が短期入所サービスから居宅介護サービスや地域密着型サービスへ移行してきており、複数事業者の介護サービス利用が増加したことにより件数増加という動きになっているのではないかと考えておるところでございます。

続きまして、各診療報酬の前年度比較でございます。被保険者数が伸びた後期高齢を除き、対前年度1.0を下回っております。それぞれに要素を確認いたしますと、国保と後期については、それぞれ前年度の0.979なり、1.020で、それぞれの審査件数の伸びの0.977と1.002とほぼ同じ比率でありますから、ほぼ被保険者数の増減にリンクした内容ではないかと考えております。

一方、介護につきましては、審査件数は対前年度1.007と増ですが、介護報酬は0.990と逆に減になっております。先ほど説明いたしましたサービス形態の移行で、短期入所から比較的安価な居宅や地域密着型のサービスに移行したことでの減少ではないかなというように考えているところでございます。

7ページにお移りください。支払勘定を除く事業運営費の性質別歳入でござ

います。令和3年度は、令和4年度にないコロナ関連事業が1,200万円程度ありまして、令和4年度には、令和3年度にない処遇改善支援事業が約5億6,000万円で、これらの業務を除いて増減額で主なものを上げますと、繰入金については、7ページの下のほうに記載しておりますけれども、4年度は国総システム等の開発により、ICT積立資産、減価償却資産、財政調整繰入金からの繰入れがそれぞれ8,200万円なり、700万円、800万円増ということが合わさって大きな変動要因になっていたということでございます。

続きまして、8ページに移っていただきまして、支払勘定を除く事業運営費のほうの性質別歳出の状況でございます。先ほどの歳入と同様、主なものとしては、令和4年度限りの約5億6,000万円の処遇改善支援事業費の増でございます。また、人件費について、3年度の退職者4名による4,400万円の退職手当が全くなかったため皆減です。それと、負担金、補助金及び交付金につきまして、4年度から始まった国総システムの開発負担金、6,400万円が新たに計上されたということでございます。

続きまして、9ページ、10ページには、各会計別に令和4年度の歳入歳出の費目ごとの構成比を円グラフで図示したものになります。

それから11ページ、これにつきましては、各会計の決算の一覧表でございます。

さらに12ページ、13ページというところには、令和4年度決算の支払勘定と支払勘定以外に分けて、それぞれ総括表を添付しております。私からの説明は以上とさせていただきたいと思っております。

**議長** ただいま事務局の説明がありました。令和4年度の各会計決算について、監事さんによる監査が行われておりますので、長戸監事さんに監査報告をお願いいたします。その後、入江監事さんから月例監査による報告を含めた説明を行っていただきます。

では、まず長戸監事さん、どうぞよろしくお願いいたします。

**長戸会員** 令和5年6月20日に北栄町の手嶋町長、南部町の陶山町長、入江監事の4名で監査を行わせていただきました。先ほど報告がありました令和4年度の国保連合会の一般会計ほか、各会計についての証拠書類等を確認させていただき、正確に処理されていることを認めます。報告を終わります。

**議長** ありがとうございます。

それでは続きまして、入江監事さん、よろしくお願いいたします。

**入江監事** 監事を務めております入江と申します。着座にて失礼いたします。

それでは、お手元のタブレットのタブの04番の入江監事報告という資料をご覧くださいませ。

まず、国保連合会は、以前より複式簿記発生主義のいわゆる企業会計の経理をしております。先ほど事務局長の説明で、詳細な説明はありましたので、私のこの報告のほうでは、国保連合会の全体的な運営について、まずご説明させていただきたいと思っております。

まず、1番として、財政状態及び事業活動状況として、事業年度末の貸借対

照表を記載しております。国保連合会の令和5年3月31日の財政状態は、右側にごございます正味財産25億2,200万円、資産は各積立金あるいは実物資産といったものがございます。

負債としては、支払勘定預り金の若干の未精算のものと、あと退職給付引当金が計上されております。

続きまして、次の2ページ目の過去5事業年度の事業活動状況として、正味財産増減計算書、いわゆる企業会計でいうところの損益計算書を5期比較という形で記載しております。これを見ていただきますと、一番右側に今期、令和4年度の数字がございます。収益合計が15億1,600万円、費用合計が12億8,500万円、差引き当期正味財産増減額が2億3,100万円となっております。

ただ、過去5期比較していただくとお分かりのように、ほぼ国保連合会の運営は、大体9億円前後の収益費用が每期恒常的なものとして計上されています。年々によって若干の補助事業とか、そういうもので大きく金額が収益費用ともに膨らむことはございますが、基本的な収支構造はそういったものになっております。

続きまして、2番目、収益事業課税の有無に関わる実費弁償の状況ということで、当事業年度の実費弁償計算がマイナス1,800万円となったことから、収益事業課税及び手数料の返還の問題は生じていません。詳細は別紙2をご参照くださいと記載しております。国保連合会は、これも数年前より法人税法上の収益事業課税の可能性のある団体となっています。この実費弁償というのは、その収益事業課税を受けないための一つの要件として、実費弁償計算して、その結果がマイナスであれば収益事業課税あるいは手数料返還ということが起きないということで、国税庁と取り決められた一つのルールでございます。今期に関しては、このようにマイナスになったので、収益事業課税等は起きませんでした。

続きまして、3ページ目の3番目、預金口座の統合に向けた取組。国保連合会は、現在、会計勘定ごとに数十個の預金口座を運用していたのですが、それが非常に事務的に煩雑なので、それを統合しようという動きを1年前からしております。ただ、日々動いている事務を変えていくことなので、なかなか一遍にはできないことなので、ステップを刻みながら今やっている最中です。これまでのところ、ステップ1のところまで進み、今年度にステップ2、ステップ3と進んでいきたいと考えております。

最後に、4番目として、消費税納税額の計算構造、これについては国保連合会、消費税納税義務がございますので、その納税額の計算の考え方を私なりに事務局に対してご説明させていただいたという内容です。

次、4ページ目、別紙1として、先ほど若干ご説明した貸借対照表と損益計算書であるところの正味財産増減計算書、あるいは、いわゆる企業会計でいうところのキャッシュフロー計算書であるところの収支計算書、これを3つ並べて図的にちょっと表現させていただいています。一番右側のこの収支計算書と

というのが、いわゆる単式簿記のいわゆる歳入歳出決算書と同じ数字となっております。それを一番左側に2列の貸借対照表と損益計算書に分解すると、このようになるという図でございます。

あわせて、次の別紙2ですけれども、これは先ほどご説明した税務上の実費弁償計算の詳細です。先ほど来、今期正味財産増減計算書で黒字が2億円以上出ているのに、実費弁償計算がマイナスというのはどういうことだと思われるかもしれないですけれども、実費弁償計算をこのように通常の損益計算とはちょっと違う計算をしますので、しかも国保連合会全体の数字を使うわけではなくて、そのうちの5事業分の計算をしますので、必ずしも最終的な収支の計算が一致するわけではないということをご理解いただければと思います。

以上、駆け足ですけれども、ご説明終わりたいと思います。

**議長** ありがとうございます。

ただいま令和4年度事業報告及び各会計決算についての説明と監査報告がありました。質疑等はございませんでしょうか。

それでは、質疑がないようでございますので、議案第1号と議案第2号について、原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

**会員** 異議なし。

**議長** ありがとうございます。それでは、ご異議がないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号、令和5年度国保連合会一般会計歳入歳出予算補正（第1回）についてから、議案第8号、令和5年度国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（第1回）についてまでは、いずれも令和5年度予算補正関連ですので、一括して議題としてよろしいか、お諮りいたします。

**会員** 異議なし。

**議長** ご異議がないようでありますので、事務局から一括して説明をお願いします。

**高橋事務局長** それでは説明資料15ページにて議案第3号から第8号についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、補正予算規模として、補正前の総額2,286億7,350万5,000円と比べ、4億3,213万2,000円の増、率にいたしましてプラス0.2%の増で、合計が2,291億563万7,000円となり、内訳は一般会計において3,100万円余り、各業務勘定について総額6,800万円余り、支払勘定については総額3億3,200万円余りの増額補正をお願いし、補正後の総額をそれぞれ、一般会計3億62万1,000円、各業務勘定計20億3,949万6,000円、各支払勘定計2,267億6,552万円とするお願いでございます。

まず、第1点目といたしまして、議案第3号から第8号まで共通のものとなります。一般会計と全ての業務勘定の会計につきまして、繰越金の額が確定したことに伴いまして、歳入で繰越金の増額と、歳出で予備費の増額補正、同額

をお願いするものでございます。

第2点といたしまして、議案第3号、一般会計の業務勘定につきましてでございます。15ページの1の①に記載のとおり、保険者向けのアプリにつきまして、国保の方々だけでなく後期高齢者のデータについても対象を拡大できるように、後期高齢者医療広域連合さんからの委託によって開発費の増額をいたしたいと考えておるところでございます。

続きまして、第3点といたしましては、議案第4号、診療報酬審査支払特別会計でございます。これにつきましては、15ページの1の②に記載しております。新型コロナワクチンの接種事務が5月以降も継続して実施されるということになったことに伴いまして、業務勘定では、歳入としてその事務費及び特別事業の受託費、歳出として人件費なり事務経費について、約1,250万円の増額をお願いするものでございます。

第4点といたしまして、議案第6号、介護保険事業関係業務特別会計につきましては、15ページ1の③に記載しております。今年度の新規事業でケアプランデータ連携システムの利用推進事業であります。介護保険業務DX化の推進の一環として、現在、紙ベースで居宅介護支援事業所・介護サービス事業所が取り扱っておられますケアプランデータの情報を電子データ化して、連携使用するシステムを今年4月から本格稼働させております。このシステムを活用することで、業務時間なりケアプランの記載誤りの削減を可能として、介護サービスの利用者支援にかかる時間増、ひいては介護サービスの質の向上につながようと、システムの早期導入を促して、アプローチをしていたところでございます。おかげさまで、当初年間70件程度の登録を目標としておったのですが、想定よりも導入事業所が多くなり、現時点で既に100件程度となっておりますことから、今後の拡大も見越しまして、システム利用ライセンス料の支払関連費用についての増額をお願いいたしたいというものでございます。

続きまして、17ページのほうに移らせていただきまして、支払勘定のほうのご説明をさせていただきたいと思っております。議案第4号、診療報酬審査支払特別会計の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定におきまして、令和4年度指定公費負担医療費の支出の確定に伴いまして、既に受け入れた概算払いの交付金と実績の差額を返還するために、返還金相当額の繰越金を歳入に、返還金相当額を歳出に増額することを一つ。それから、抗体検査等費用に関する支払勘定におきまして、新型コロナワクチンの接種事業が今年度5月以降も継続になったことに伴いまして、接種費用の約2億7,000万円の歳入歳出の増額をお願いするというものでございます。

続きまして、議案第6号、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の公費負担医療等に関する診療報酬支払勘定におきまして、2点ございます。

1点は、新型コロナウイルス感染症対応の予算補正につきまして、保健所によります公費受給者番号の発行の遅れから第8波影響分のレセプトが、今後も一定数月遅れ請求として見込まれるということが判明したことによりまして、増額をお願いするものでございます。

第2点は、肝炎治療に関する公費負担でございます。今年度2か月分の支払が既に想定約1.6倍のペースで進行しておるとい状況になっております。この要因といたしまして、ここ数年のコロナ禍による受診控えからの脱却傾向で、受診件数が増加傾向であるということが一つ。

それから、認定主体である県に確認させていただき、肝炎公費の認定件数も増加傾向にあるということが分かりまして、この2つの理由から受診件数の増加に比例して入院件数も増加し、診療1件当たりの費用も高くなることを見込みまして歳入歳出の増額をお願いしたいというものでございます。

以上、第3号から8号までの説明は以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

**議長** ただいま議案第3号から議案第8号についての説明がありましたが、何か質疑等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑がないようでございますので、議案第3号から議案第8号について、原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。

**会員** 異議なし。

**議長** それでは、ご異議がないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたします。

**議長** それでは、次に、協議・報告事項に入ります。

1、令和5年度「保険者と歩む事業推進アクションプラン」改訂（案）についてから、6、介護情報基盤構築等業務についてまで、一括して事務局から説明をお願いします。

**小倉常務理事** それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思えます。タブの3、協議・報告資料をご覧いただきたいと思えます。1ページにアクションプランの令和5年度改訂（案）についてということでご提示させていただいています。このアクションプランについては、平成30年から令和5年までの6年間の計画として定めたものであります。何で6年間かというと、各連合会の中にはシステムを幾つか持っています。そのシステムの耐用年数が6年なのです。ですから、6年ごとに改訂するというので、このアクションプランを策定してきたところですが、昨今、システムが全てクラウド化されます。国に一元化されます。もう更改という作業が要らなくなるわけです。ですから、令和5年度でこの6年間という周期は最後にして、来年度からのアクションプランは5年間のアクションプランに戻していきたい、そんなふうに思っております。本年度は最終年ということで、例年どおりPDCAを回し、新たなもの、またスクラップ・アンド・ビルドを行ってきたいというものであります。

冒頭、理事長のほうからもご挨拶がございましたけれども、今、国保連合会を取り巻く環境はものすごく変化に富んだものになっています。国保法が改正され、医療費の適正化というのが連合会の責務になりつつある。レセプトを分析して、保健事業に反映させていきなさいということ。また、介護予防法の改正もそうであります。そのデータを一元化しなさい、そんなことが今まさに山

場を迎えようとしている。

そんな中で、昨年度、国保連合会・中央会のめざす方向2023を策定いたしました。医療、保健、介護、福祉、その専門機関となるべき、今までのように審査ということだけではなくて、保健、介護、福祉、ウイングを広くして取り組みなさいというのが命題になっているところであります。そういったことから、現在のアクションプラン、4つの柱を設けておりますけれども、それぞれの柱で拡充すべき事項、新たに取り組むべき事項ということで、ここに列記させていただいています。

1番目の健康づくりの拡充・強化については、健康・医療データ分析のデジタル化の推進ということで、昨年度、保険者向けのアプリを開発し、会員の皆様にもご覧いただいたところがございますけれども、本年度は住民向け、被保険者向けのアプリを開発していこうというふうにしております。また併せて後期高齢の保険者向けのアプリも開発するというようにしておりますし、一番下に新規で書いております、地域・職域連携の推進ということで、これは湯梨浜町さんで今モデル事業として推進してはおりますけれども、保険者の枠組み、けんぽと国保、その枠を超えて、地域保険、職域保険、これが融合できないか、それを本年度から開始しているところであります。

また、次のページですけれども、保険者共通事務の共同化、これにつきましても予防接種法の改定で予防接種のデジタル化対応、また、地方単独の医療費助成を含む公費負担医療の請求支払事務、地単公費なのですけれども、規制改革実施計画が先般、閣議決定され、患者に負担を負わせない方向で規制改革をやるということが打ち出されております。また後で詳しく説明させていただきますけれども、まさに鳥取県も来年度から18歳までの医療費の完全無償化が始まると聞いております。そのためには今のやり方を変える必要がある。その勝負の年が本年度になるのかな、そんなふうに思っております。

また、審査業務の充実・高度化でございますけれども、3つ目の丸のところに、介護情報基盤構築業務というのを書いております。介護予防法が改正されて、介護もペーパーでやり取りしていたのが、プラットフォームが設けられ、そのための環境整備を中央会なり国保連が前面に出てやるというスタートの年になるということでもあります。そんな新たなことを盛り込んだアクションプランを策定したいというふうに考えております。

それを一覧にしたものが、3ページになります。本日、会員の皆様のご意見をお伺いして、これを成案にもっていきたいというふうに考えています。

昨年度の実績を4ページのほうに書いております。総じて、昨年度、計画どおりにいったのかなというふうに思っております。

一覧を5ページ、6ページに、小さな表なのですけれども、書いています。5ページの一番下、少し色づけしているところを見ていただきますと、ここだけが遅れていますよということで明示させていただきました。何で遅れているかという、これは子ども・子育ての施策なのです。今、内閣府のほうで調査を行っていますが、こども家庭庁の創設に人を取られて、その調査が遅々とし

て進んでいない。要するに、子ども・子育ての分野がまだまだ調査に着手した段階で、中身はどんなシステムにすれば、より便利のいいものになるのかという姿がまだ見えてこないということで、ここは遅れているというような判断をさせていただいております。

7ページ以降が先ほどの新規と明示した項目の中身であります。7ページが健康づくりの拡充・強化の取組でありまして、アプリケーションを通じた保険者及び住民への健康づくりということであります。先ほども言いましたように、昨年度は保険者向けのアプリを開発し、そして、共同分析会議の座長の鳥取大学の尾崎先生と、6月2日に知事のほうにも報告をさせていただきました。

中ほどの四角で囲っておりますのが、知事コメントでございます。保健指導の対象者のデータをスクリーニングして、保健師の業務を効率化できる点は非常に先進的だ。また、全国でもモデル的なものができたと思うといったコメントをいただいたところ。さらに、協会けんぽも入れられないのかというようなことを知事のほうからいただきまして、それが入れられれば県民の8割はカバーできるので、何とかそっちのほうに持っていききたいな、そんなことも考えているところであります。

2番に、住民向けアプリの開発状況で、今年度開発することにしております。住民の方々がご自身の持つておられるスマホでご自身の健康を知り、管理し、行動し、継続するという、こういう行動変容につながるようなアプリにしていきたい。

具体的なイメージは次のページ、「知る」ということで、保健指導の勧奨値を上回る、医療受診勧奨値を上回るような方々に対しては、危ないですよというような、何か危機を促すようなデザインができないか、今それを検討しているところでありますし、次の「管理する」というところも、日々の体重や歩数、これを記録し、管理していく。そして「行動する」、健診の結果やヘルスデータに基づきまして、予測値がどのように変わるのか。3年後には脳卒中になるのが何%ですよっていうのは、今、保険者向けのアプリでも提示しています。それを住民向けのアプリでも提示するのですけれども、日々の運動によってそれがどう変化するか、そういったことも表せないかということで、今検討をしております。最終的には、「継続する」ということで、市町村の取組であるとか、健診の予約ページ、そういったところにもリンクさせていきたいというふうに考えています。

また、この健康アプリだけではなくて、将来の可能性としていろんなアプリとプラットフォームが組めないかなということも考えています。例えば、移動であるとか、医薬品の宅配であるとか、配食であるとか、そういった住民の方々が欲しいと思っておられるようなアプリとプラットフォームを組み合わせれば、よりこのアプリも活用されるのではないかと、そんなことも現在検討を重ねているところです。

次の3番目になりますけれども、地域・職域連携の推進。先ほど協会けんぽと国保が連携し、令和5年、6年の2か年でモデル事業を実施するということ

を申し上げました。鳥取県では湯梨浜町さんにお世話になって、モデル事業を展開しております。どういったことをやるかということ、けんぽの被扶養者の方々を国保のステージで健康づくりをパッケージとしてやることはできないかということ。これは、国保、けんぽにもメリットのある話なのです。3番の効果のところを見ていただくと、国保にとってはけんぽから悪くなって国保に来てもらっては困るのです。要は健康な状態で国保に移っていただきたい。病んでから来られると、すごく医療費がかさむのです。そういった点ですごくメリットのある取組かな。けんぽにとっても、会社にお勤めの方は会社で健康づくりをやるのだけれども、その被扶養者の方々まで手が届かない。そこを国保のステージで見てもらおうということになれば、医療費の低減につながるのではないかと、そんなメリットを享受し、国保のステージの中で集団健診、また、健診結果の説明会、ポピュレーションアプローチ、ハイリスクアプローチ等を国保のステージの中でやる。そのコストは国保中央会とけんぽが見ますよということ。ですから、そこにかかる経費については、国保のほうでは連合会、また市町村のほうでは見ないということ。すごくいい事業で、先ほど言いましたように、けんぽを巻き込む一つのやり方かな、そんなふうにも思っているところでもあります。

次の10ページですけれども、地単公費の請求支払の事務であります。規制改革実施計画が6月16日に閣議決定されました。骨太の方針と同じ日であります。規制改革、この四角の中に書いていますけれども、要は地単公費において、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるようにしようではないかということ。今、県のほうでは現物給付で対応していますけれども、市町村のほうは償還払いで対応されていると思うのです。地単公費については医療を受けられた患者さんが医療機関で全てを払い、その一部を市町村に出向いて償還してもらい、還付してもらい、そういうふうな流れになっていると思います。患者負担になるのではないかと、それはやめようではないかというのが規制改革の内容です。そういったことで、この地単公費についての現物給付の取組、できることから連合会としてやっていきたいというふうに思っています。何ならできるといようなことを、これから皆さんのところに協議に伺いたいと思います。ぜひぜひいろんなご意見を伺えたらと思っています。

また、冒頭にも言いました、来年度から18歳以下の医療費の完全無償化、これはもう本年度、若干のシステム改修を、連合会も、支払基金も、市町村も、医療機関もおそらく必要になってくるのだろうというふうに思っています。それにはどれくらいのコストがかかるかというのは、これからの協議ですけれども、例えば、市町村においては、受給者証の発行を修正するための改修であるとか、また、連合会、支払基金は一部負担金チェックの仕様を変更する、要はシステムを改修する。医療機関においても、レセコンで今は計算していますけれども、その計算式を変更する必要がある。大したことではないのかもしれませんが、これはみんなスクラムを組んでやらないとできないことですから、その辺はこれから協議させていただきたいというふうに思っております。

次の11ページですけれども、予防接種等のデジタル化における今後の対応ということで、本年度デジタル庁が予防接種のDXに向けて予防接種記録であるとか情報管理のシステム、Public Medical Hubというものを構築いたします。それに伴って、中央会、連合会もそれに付随するシステムをつくることとなります。要は、予防接種、法定の予防接種だけではなくて、任意の予防接種が一元管理されるということとなります。今、市町村のほうで予防接種の管理をされていると思います。それがデータベース化される。誰が、いつ、どんな予防接種をし、どういう状況にあるということが一目で分かる、そんなシステムが構築されるということです。あわせて、妊婦健診であるとか乳幼児健診、これも同じスキームでデジタル化することができるので、それも併せてデジタル化に向けて取り組んでいこうとしております。いずれにしても、デジタル庁がつくるこの本年度のシステム、この仕様が一番肝心なのです。ですから、どんな使い方をしたいということをフィードバックするのは本年度の大事なところ。その辺は皆さんとこれからお話をさせていただければと思います。

最後、12ページ、介護情報基盤の業務でございますけれども、介護保険法が改正されて、介護情報基盤がプラットフォーム化されるということ。それによって自治体で実施します地域支援事業に位置づけられて、その開発については国保中央会が行い、その管理、運営については市町村から委託先を国保連合会というのが規定されたというところであります。これによって、例えば介護情報、ケアプラン情報、介護レセプト情報、リハビリ情報、これが人で紐づけできるわけです。今はペーパーベースですので、なかなか紐づけができない。それを対象者で紐づけが全てできるということになります。それによって、市町村にとっては地域の実情に応じた介護保険事業の実施に活用できるであるとか、利用者にとっては利用者自身の自立支援につながるであるとか、介護、医療のサービス事業者にとっては、シームレスなサービス提供に活用できるというようなメリットがあると思っております。

本年度、国のほうで調査研究事業を実施いたします。その中身を見ながら、こんなデータも紐づけしたほうが活用はよりよくされますよというのを、国のほうに申し入れていきたいというふうに思っています。ぜひ皆様のご意見をお伺いできたらと思っています。

以上、こういった中身を盛り込んだアクションプランの改定を行いたいということで、ご意見をお伺いできたらと思っています。よろしくお祈りいたします。

**議長** それでは、ただいま協議・報告事項の1から6まで一括して説明がありましたが、ただいま説明のありましたこのことにつきまして、何か質疑、あるいはご意見等ございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

宮脇町長さん。

**宮脇会員** 私の町はモデル事業の一部をさせていただいているからというわけではないのですけれども、本当にここ数年、国保連がこうやっているいろんなことを取り組んで、また、総合的にこのたびアクションプランを策定ということ

で、どうやってついていこうかなと思っているところですけども。大体頭の軟らかい人が仕切っておられますから、うまくいくのではないかなと思っておりますけれども、できればこの町も健康づくり、これから本当に大事な課題になりますから、せっかくこういういい思いつきですから、みんなで盛り立てていって、やっていただければいいなというふうに思います。

**議長** ありがとうございます。全国でも2か所のモデルに選ばれて、先進的にやっていただいているということですので、ぜひ広がっていくようにしていただけるといいかなというふうに思います。

事務局のほうから何かコメントはありますか。

**小倉常務理事** ありがとうございます。皆様が頼りです。よろしく願いいたします。

**議長** ありがとうございます。

そのほか何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

それでは、ないようでございますので、またありましたら、後ほどでもお伺いできればと思います。

次に進ませていただければと思います。

続いて、7番目の令和6年度税制改正要望についてから、9番目のオンライン資格確認における登録データの正確性確保に向けた取組についてまで、事務局から説明をお願いします。

**小倉常務理事** 7番目の令和6年度税制改正要望についてということですが。先ほど決算のところで、実費弁償方式という説明をさせていただきました。国保連合会のこの事業については、連合会発足当時から昭和55年までは非課税団体だったのです。昭和56年に法人税法が改正されて、全て国保連合会の事業は課税ですよというふうになりました。片や、同じ審査支払業務をやっている支払基金は非課税団体。何でこうなったかという、鳥取県の場合は自社ビルを持っていないのです、国保連合会が。ほかの連合会は、全て自社ビルを持っています。ビル貸し、部屋貸しをして収益事業をやっていたのです。それが目を付けられて、全て一律課税だよというふうにされたところなんです。そうはいっても、支払基金と同じ業務をしているのに、審査支払業務は非課税にするべきではないのというのを、ずっと言ってきたところなんです。

それを言って、平成30年に、非課税にはしないけれどもICTの積み立てなら認めてあげるわというのを国税庁からいただいたのです。ICTの積み立てというのは、手数料収入の30%を積立てすることができますよ。ただし、単年度の洗い替えですよということなんです。うまみがあるようで、あんまりうまみがないのです。それではこれからのシステムのクラウド化に対応できない。クラウドというのは結構金が要るのです。それに対応するために積立ての幅を持っておかないと対応し切れない。逆の言い方をさしあげますと、手数料を上げないともたないというときが必ず来るといふふうに思っています。

そうしたくないので、このたび国保中央会と連合会がスクラムを組みまして、厚労省も一緒にスクラムを組んで、財務省に対して審査支払業務は非課税にし

てくれという税制法の改正を要望しているところであります。ぜひ、また皆さんのほうにお願いするかもしれません。一緒に要望活動をしてくださいというの言うかもしれません。そのときには、ぜひご協力をお願いしたいというのはこの点です。

次が、国保総合システムの更改に伴う令和6年度の国庫補助要求についてということです。事務局長のほうも事業報告で言いましたけれども、今の国保総合システム、受付領域を支払基金と共同開発し、クラウド上に実装していく、というシステム改修に向けて、その開発費、令和4年度に補助要望を皆さん方にさせていただいたところです。今、受付領域の支払基金との共同利用がクラウド化された。そして、今度、審査領域を共同開発して、クラウドにのせていく。今も審査領域はクラウドにのっているのですけれども、今それぞれの連合会の持っているシステムが、そのままクラウドの中に入っていると思ってください。ものすごく効率が悪いのです。膨大なコストがかかる。ですから、審査領域を共同利用することによって、クラウドの利用料を下げることができるし、コストダウンにもつながる、そんなことを今、国保中央会、厚労省と一緒に取り組んでいるところです。

ここでお願いしたいのは、令和6年から4年間の額、111億円という表をつけています。来年度、順次最適化をするために、これくらいのコストが要りますよということなのですね。このコストというのは、今クラウド化した受付領域プラス、今の形態での審査領域をクラウド化しているだけの話で、ものすごいコストアップになっているのです。それを、保守運用費を下げるために、今クラウド化するものをクラウドネイティブ化するというか最適化する、そのためのコストにこれだけ要りますよということでありまして、向こう4年間、111億円を国のほうに求めていきたいと思っております。ぜひ皆様のご協力をお願いしたい。また、知事会、市長会、町村会も要望をしていただきました。本当にありがとうございます。ただ、この111億円で終わりではないので、先ほど言いました審査領域の共同利用というのは、令和8年から始まります。ですから、令和8年からは、またこれに加えて要望活動をお願いしたいということになると思います。

基本的に、我々が考えていますのは、開発費は国が持て、保守運用は我々がやる、そのスタンスで臨んでいきたいというふうに思っています。クラウド化しろというのは、国が言ってきたことなのです。ですから、国がおっしゃるのであれば、国で責任を持ってください。運用のほうは我々がやります、そのスタンスでこれからも臨んでいきたいというふうに思っています。また、秋の要望活動のときにも、このことについて声を大にして言っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後、17ページです。冒頭、理事長のほうからもマイナンバー法の改正のことがありました。マイナンバー、誤登録が非常に多いというような、マスコミ上で叫ばれておりますけれども、これを本年度中に何とかしようではないかというのが、デジタル庁、厚労省を中心とした動きになっています。

具体的にどういう取組をするかという、7月末までに全保険者に対して点検作業をしてくれというのが来ていると思うのです。そして、8月にその集計結果をオープンしますよということになっています。誤登録になっている大きな原因というのは、4情報と紐づけにしていけないというのが大きいですね。氏名、生年月日、性別、住所、4情報と紐づけして、登録してくださいねと言っていたのが、なかなかそれができていないところが多かったということであります。

今後ですけれども、4情報というのを5情報に変えます。カナ氏名、漢字氏名、性別、生年月日、住所へと変更して、市町村国保におきましては10月を目途にJ-LISとの一斉突合確認を行います。医師国保、後期広域連合については、手続の必要はございません。J-LISとの照合は仕組みで連携しているということですので、特別な作業はないというふうには思っています。これからこの5情報で紐づけにしていくわけですけれども、9月の中旬にどうしても契約行為が必要になるので、市町村と中央会の契約というものを行わせていただきたい。そして、10月に市町村国保は一斉の突合点検を行って、連合会が各保険者にその結果をお渡ししていくということになると思っております。

最終的には、どうしても本人確認しないと分からないというのが残ってきます。それは、各市町村のほうにお願いせざるを得ないと思っています。通常のパターンはそんなことはないのでしょうけれども、例えば、通名であるとか、ああいうのは結構あるのかなというふうには思っています。その辺どういうふうなものか突合であぶり出されてくるのかというのは分かりませんが、少なくとも何件かは確認していただかなければ分からないというのが出てくると思います。ぜひそこは10月に結果をお送りしますので、その辺の作業をお願いしたい。できるだけ市町村に迷惑がかからないようにというのを冒頭、理事長から言われましたけれども、我々もその方向で突合点検していこうというふうに思っています。ぜひご協力のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

**議長** ありがとうございます。そうしましたら、今、事務局のほうから要望事項でありますとか、あるいはマイナンバーの点検に係ることについて説明がありました。こちらにつきまして、何かご質問等、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

**長戸会員** 17ページです。

**議長** はい。

**長戸会員** 17ページの資格確認のところなのですが、これは性別もまだするのですかね、性別のチェックも。何か今頃、もう性別確認もしない時代が変わっていつているのに、改めてまた性別のチェックもまだやっていくのかなというのを、もし分かれば。

**小倉常務理事** 今は性別の確認はするようになっています。

**長戸会員** 分かりました。

**小倉常務理事** その辺、情報が入りましたら、また皆さんにご報告をしますけれども、現時点では性別も確認事項の一つ、突合事項の一つになっています。

**議長** ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

**宮脇会員** ちょっと失礼しますけれども、老人保健局長さんや保険局長さんには、夏の県の要望のときも、それから、全国市町村会の要望のときも、鳥取県のこの例を引き合いに出して、ぜひ国も応援してくださいと叫び続けてきましたので、ぜひとも、理事長、副理事長さん、またよろしく願いいたします。

**議長** ありがとうございます。

そのほか、会員の皆様から何かございますでしょうか。

それでは、特にならぬようでございますので、協議・報告事項は以上とさせていただきますと思います。

そのほか何か事務局のほうからございますでしょうか。

事務局、どうぞ。

**高橋事務局長** 失礼いたします。お手元にチラシを3枚お配りしておりますので、ご説明だけさせていただきますと思います。

まず1枚目、緑色のチラシがあると思うのですが、これが先ほど要望関係でもお話いたしました、令和5年度の国保制度の改善強化全国大会のものでございます。現時点で分かっている範囲の情報で作っておりますが、令和5年11月13日の月曜日、午後1時から東京、砂防会館別館におきまして全国大会を挙行いたします。その後、先ほどもありましたように、例年どおりの陳情、要望活動というのを行う予定でございます。追って、また詳細が固まりましたら、陳情、要望活動への協力要請も含めましてご案内いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

2枚目のものは、水色っぽい文字のものでございますが、いきいき健康日本一プロジェクト、健康づくりセッション2023 in 米子市、健康寿命を延ばそう、幸せはみんなの健康から、仮の題でございますが、ご案内でございます。令和5年9月16日の土曜日、午後1時から米子コンベンションセンターでの開催となります。落語家、桂文吾氏のご講演と、落語や運動体験、健康運動相談コーナーや展示コーナーも設置した、盛りだくさんの内容での開催となっております。多数のご参加をお願いいたしまして、ご案内と代えさせていただきます。

最後、3枚目のものでございます。今年度のとっとり・健康寿命延伸フォーラムのご案内のチラシでございます。令和5年10月28日の土曜日、午前10時から鳥取県立倉吉未来中心での開催ということになっております。内容はまだ案段階ではございますが、大阪医科薬科大学の西岡先生、福井県おおい町の国民健康保険名田庄診療所の中村所長さんなどをお招きいたしまして、ご講演でありますとかタウンミーティングを行うとともに、各種展示やブースも設ける予定といたしております。多数のご参加をお願いし、ご案内をさせていただきます。

だきたいと思います。

私からは以上でございます。

**議長** それでは、ただいまの説明につきまして、何か質問とかはございませんでしょうか。よろしいですかね。では、またご案内もあるということで。

それでは、質疑はないようでございますので、説明のとおりとさせていただきます。だきたいと思います。

これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。会員の皆様のご協力、ありがとうございました。これで議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**田淵総務課長** 中田村長様、ありがとうございました。

**田淵総務課長** これをもちまして、通常総会を閉会させていただきます。ご多忙のところ、ありがとうございました。

午後3時43分、閉会を告げる。

閉 会

上記のとおり会議の次第を記録して、それに相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月25日

議 長（日吉津村長）

署名会員（琴浦町長）

署名会員（日野町長）